

## [事案 23-142] 契約解除取消請求

・平成 24 年 8 月 29 日 裁定打切り

### <事案の概要>

入院・手術に伴う給付金請求を行ったところ、加入前の通院・加療について告知義務違反があったことを理由に契約解除となったが、告知しているにもかかわらず契約解除とされたのは不当であるとして、契約解除の取消しを求めて申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 21 年 8 月に本件保険を契約したが、契約にあたっては、漢字の読み書きや専門用語等は理解できないことが多いことから、募集人や診査医から口頭で案内を受けながら契約した（申立人は外国出身者）。その際、平成 16 年の健康診断にて指摘された「頭痛・頭蓋内脂肪腫」の検査経過を告げたが、診査医から「経過観察のための通院で治療を行っているのだから問題ない」と言われたことから告知は行わなかった。その後、平成 22 年 5 月に脳梗塞で入院したため給付金の請求をしたところ、「頭痛・頭蓋内脂肪腫」の受診について不告知として契約が解除された。しかしながら、契約時に検査経過については告げており、また募集人は平成 17 年、18 年の検査のどちらにも病院に付き添っていることから、契約解除を取り消してほしい。

### <保険会社の主張>

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、平成 16 年 8 月から平成 21 年 3 月まで脳神経外科を受診しているが、いずれも脂肪腫・頭痛の治療を目的とした継続した通院であることから、告知事項第 5 項の「過去 5 年以内に、7 日分以上の期間にわたる医師の診察・検査・治療…を受けたことがありますか」との質問事項に該当する。しかし、申立人は「いいえ」と告知しており、各種検査の内容等も合わせ考えると不告知に該当すると言わざるを得ない。
- (2) 告知事項第 5 項に「はい」と告知していれば、診察医はどのような病気をしていたかについて質問をすることにより、かなりの確率で頭蓋内脂肪腫という既往症に辿りついたことが想定され、頭蓋内脂肪腫は身体に重大な影響を及ぼす可能性がある疾患の原因になりうる事等から、当社は契約の引き受けをしていなかった。
- (3) 当社職員からの報告によると、申立人は、告知事項を理解する程度の日本語力を有していたと考えられる。また、診察医に確認したところ、「(通常、診査時は) まず 5 年以内の病気、正時からの病気を聞く」「(本件診査時の) 記憶はないが、頭痛はともかく、頭の脂肪については、告知があれば妙だから聴取していると思う」と陳述しており、仮に日本語力が低かったとしても、診察医の質問に答えて頭の脂肪で治療を受けていることを告知することは容易であったと判断できることから、申立人の不告知は、故意または重大な過失があったと言える。
- (4) 募集人、募集人の上司、診察医のいずれも、脂肪腫・頭痛による通院の事実を申立人から告げられていない。

## ＜裁定の概要＞

裁定審査会では、当事者から提出された書面等および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理したが、以下の理由により、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第32条1項3号により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 申立人は診査医に対し、頭蓋内脂肪腫の存在の事実は告げたと主張するものの、この事実を認定する証拠はなく、本件では客観的には告知義務違反があったものと認められる。
- (2) 本件約款17条は告知義務違反による解除ができる要件として、当該告知義務違反が「契約者または被保険者の故意または重大な過失」によりなされることを規定しており、申立人の故意または重大な過失によりなされたものであるか否かが問題となる。
- (3) 各通院の多くが脂肪腫の検査治療をも含めたものであれば、過去の通院回数を覚えている可能性も十分にあるが、申立人の頭痛が重大な疾病に起因していないのであれば（診療証明書では脂肪腫との関連は否定されている。）、散発的な通院回数を覚えていないことに故意または重過失があると言えるか否かは疑問である。
- (4) 頭蓋内脂肪腫については、診査医に告げたか否かは双方の主張に対立があり、これを決するためには診査医の尋問が必要となる。
- (5) 申立人は外国出身者であり、長く日本に居住しており、日常会話にはそれほど不自由はないが、申込書の記載や、事情聴取の結果を踏まえると、漢字の読み書きには不自由であり、多少専門的な事柄に関する会話や微妙なニュアンスの会話については、どの程度理解できるのかは不明である。
- (6) 以上のように、本件においては、申立人が外国出身者であって日本語の理解力が判断の前提となることを踏まえ、故意または重過失の判断は通常の場合以上に慎重に判断する必要があり、このためには、申立人の日本語の会話、文字の理解力を更に検証するとともに、主治医、診査医等第三者の尋問を必要とする。
- (7) 当審査会は裁判外紛争処理機関であり、当事者の反対尋問手続や、第三者の尋問をする権限を有してはおらず、本件を適正に判断するためには裁判手続によることが相当であると思料する。